

2025年12月23日

各 位

会 社 名 株式会社メディネット

代 表 者 名 代表取締役社長 久布白 兼直

(コード番号: 2370 東証グロース)

問 合 せ 先 取締役経営管理部長 落合 雅三

電 話 番 号 03-6631-1201

第三者割当による第20回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に係る  
払込完了に関するお知らせ

当社は、2025年12月3日付の当社取締役会において決議した、第三者割当により発行される第20回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行を行うことについて、2025年12月23日に発行価額の総額の払込が完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本第三者割当の発行に関する詳細については、2025年12月3日公表の「第三者割当による第20回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

記

<本新株予約権の募集の概要>

(1) 割当日	2025年12月23日
(2) 新株予約権の総数	590,000個（1個につき100株）
(3) 発行価額	総額12,390,000円 (新株予約権1個につき金21円)
(4) 当該発行による潜在株式数	59,000,000株
(5) 資金調達の額	1,862,040,000円 (内訳) 本新株予約権発行分 12,390,000円 本新株予約権行使分 1,849,650,000円 本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は31.35円です。 上限行使価額はありません。 下限行使価額は24円です。 行使価額は、各修正日の前取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の95%に相当する金額（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額）に修正されます。但し、本新株予約権の行使が、東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則第436条第1項に定義する制限超過行使（以下、「制限超過行使」といいます。）に該当する場合であって、上記計算によると当該行使に係る行使価額が2025年12月3日の取引所終値（本新株予約権の発行後に当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下、「株式分割等」と総称します。）が行われた場合は、同額に株式分割等の比率を乗じて調整されま

	<p>す。) (以下、「発行決議日終値」といいます。) を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額に修正されます。</p> <p>修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。</p>
(7) 割当方法 (割当先)	<p>第三者割当の方法によります。</p> <p>マッコーリー・バンク・リミテッド 590,000 個</p>
(8) 権利行使期間	2025年12月24日から2027年12月23日までとする。
(9) その他	<p>当社及びマッコーリー・バンク・リミテッド(以下、「割当先」といいます。)の間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に締結された本新株予約権の買取契約(以下、「本買取契約」といいます。)において、以下の内容が合意されております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本買取契約締結日から、①本新株予約権の行使期間の満了日、②当該満了日以前に本新株予約権の全部の行使が完了した場合には、当該行使が完了した日、③当社が割当先の保有する本新株予約権の全部を取得した日、及び④本買取契約が解約された日のいずれか先に到来する日までの間、当社は、割当先の事前の書面による同意がない限り、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行してはならないものとします。但し、①本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による当社の株式の交付、②株式分割又は株式無償割当てに伴う当社の株式の交付、③吸収分割、株式交換、株式交付及び合併に伴う当社の株式の交付、④当社の役員及び従業員を対象とするストック・オプション及び譲渡制限付株式を発行する場合(当該ストック・オプションの行使により株式を発行する場合を含みます。)又は株式交付信託制度に基づき株式を交付する場合並びに⑤当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携(既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含みます。)の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合(当該事業会社が金融会社若しくは貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限ります。)を除きます。</li> <li>・当社は、各暦週での東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の取引高の25%を超える水準で、割当先が、東京証券取引所における普通取引で当社普通株式を売却できないことを請求することができます。</li> <li>・割当先は、当社の事前の承諾を得ることなく発行会社の発行済株式総数の1%を超える当社普通株式を市場外取引で売却することはできません。</li> </ul>

以上